資料

社会福祉法人指導監査実施要綱(案)を制定す | 平成24年7月27日 ることに伴う意見公募について

健康福祉部福祉課

■社会福祉法人指導監査実施要綱を制定することに至った背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23年法律第105号)により、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部が改正され、基礎自治 体への権限移譲として、社会福祉法人への監督権限が政令指定都市・中核市以外の市へ拡大されました。

これに伴い、江別市では、改正における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

■社会福祉法人指導監査実施要綱(案)を制定することと判断した理由

改正後の社会福祉法第56条第1項に基づく社会福祉法人の指導監査について検討した結果、事務の 執行の統一性を図り、公正に指導監査を実施することを目的に、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第245条の9第1項及び第3項に基づく法定受託事務を処理するにあたりよるべき基準として国から 発出されている「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び北海道の「社会福祉法人及び社会福 祉施設指導監査実施要綱」を参考に要綱を制定することにしました。

■社会福祉法人指導監査実施要綱(案)の概要

1 指導監査の目的

社会福祉法及び社会福祉各法に基づき、関係法令・通知等による法人運営及び事業経営について 指導監査を行うことによって、適正かつ円滑な法人運営と事業経営の確保を図ることを目的とする。

2 対象

主たる事業所が市の区域内にあり、事業が市の区域を越えない法人

3 指導監査の種類

法人運営の状況に応じて一般監査、特別監査、随時指導監査とする。

4 指導監査の実施方法

別に定める「社会福祉法人指導監査実施方針」に基づき法人役職員等からの聴取及び関係書類で 確認し、調書に基づく各項目について実施する。

5 指導監査後の措置

指導監査の結果について改善が必要と認められた事項について講評及び指導を行い、指導事項の 改善方法について報告を求める。改善されない場合は、事情を検証したうえで改善命令を行うなど 厳正に対処する。改善命令など行政処分を行った場合は、社会的責任を明確にするため、関係者の 氏名及び事案の概要を公表するものとする。

■施行期日

平成25年4月1日(予定)